

その計画及び実施を県税事務所長、土木出張所長又は保健所長に要求することができる。

3 前二項の場合において必要があるときは、地方事務所長は、当該地方機関をして、事務の報告をさせ又は実施について事務を視察することができる。

第二節 地方事務所

(地方事務所の設置、名称、位置及び管轄区域)

第六十二条 法第五十五條の規定に基き、知事の権限に属する事務を分掌させるため、鳥取県地方事務所設置に関する條例(昭和二十七年四月鳥取県條例第二十二号)により設けられた地方事務所の名称、位置及び管轄区域は次のとおりである。

名 称 位 置 管轄区域

東部地方事務所 鳥 取 市 岩美郡 八頭郡 気高郡  
中部地方事務所 東伯郡倉吉町 東伯郡  
西部地方事務所 米 子 市 西伯郡 日野郡

(地方事務所の内部組織)

第六十三条 地方事務所に次の上欄に掲げる課を置き、

課の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係	会計係	地方係
民生課	社会係	福祉係	接護係
経済課	経済係	農務係	畜産係
山林課	林政係	林業係	施設係
農地課	農地開拓係	土地改良係	災害復旧係

2 前項に定めるもののほか、西部地方事務所に渉外課を置き、課の事務を分掌させるため管理係及び給与係を置く。

3 西部地方事務所長において、必要と認めるときは、日野郡に関する所掌事務の処理に当らせるため、日野郡に支所を置くことができる。

(地方事務所各課の分掌事務)

第六十四条 地方事務所各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総 務 課

一 公印の管守に関する事  
二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事

三 事務所管理に関する事

四 職員的身分及び職務に関する事

五 予算経理に関する事

六 町村その他公共団体の行財政の総合指導及び監督に関する事

七 各種選挙に関する事

八 消防に関する事

九 各種統計に関する事

十 広報宣伝に関する事

十一 地方機関の連絡調整に関する事

十二 所内他課の所管に属さない事務に関する事

民 生 課

一 社会福祉事業に関する事

二 生活保護、児童福祉及び身体障害者福祉に関する事

三 更生資金に関する事  
四 救済援護に必要な物資に関する事

五 災害救助に関する事

六 同和事業に関する事

七 消費生活協同組合及び公益質屋に関する事

八 母子福祉に関する事

九 復員に関する事

十 国民健康保険に関する事

十一 その他社会福祉に関する事

経 済 課

一 観光貿易に関する事

二 物資の配給、物価の統制に関する事

三 中小企業振興対策に関する事

四 商工水産関係協同組合及び諸団体の指導に関する事

五 農水産物の集荷及び供出に関する事

六 農業委員会に関する事

七 農山漁村副業及び農村工業に関する事

- 八 農業振興計画に関すること
- 九 農業共済組合の指導監督に関すること
- 十 農業協同組合の指導監督に関すること
- 十一 農業倉庫に関すること
- 十二 畜産に関すること
- 山林課
  - 一 森林計画に関すること
  - 二 造林に関すること
  - 三 造林臨時措置法に関すること
  - 四 林業種苗に関すること
  - 五 果有林及び分収造林に関すること
  - 六 林産物搬出施設に関すること
  - 七 保安林及び林野の保護取締に関すること
  - 八 山地治山、海岸砂地造林及び災害防止林の造成に関すること
  - 九 林野の火入に関すること
  - 十 木材、薪炭の生産に関すること
  - 十一 木炭の検査に関すること

- 十二 特殊林産物の生産に関すること
- 十三 林業金融に関すること
- 十四 林業技術普及に関すること
- 十五 林野の経営指導に関すること
- 十六 森林火災国営保険に関すること
- 十七 林業団体の指導に関すること
- 十八 獵政に関すること
- 十九 森林害虫防除に関すること
- 農地課
  - 一 農地制度の改革推進に関すること
  - 二 農地等の交換分合指導に関すること
  - 三 農地等調整に関すること
  - 四 開墾及び入植に関すること
  - 五 開拓地における諸施設に関すること
  - 六 開拓地の管農指導に関すること
  - 七 土地改良に関すること
  - 八 耕地整理に関すること
  - 九 河水統制及び農業水利調査に関すること

- 十 農地関係資材及び資金に関すること
- 十一 耕地の災害復旧に関すること
- 十二 土地改良区に関すること
- 渉外課
  - 一 駐留軍労務者の労務管理に関すること
  - 二 行政協定第十八條に基く損害補償に関すること
  - 三 その他一般渉外に関すること

第三節 県税事務所

(県税事務所の設置)

第六十五條 県税事務所設置條例(昭和二十五年八月鳥取県條例第二十六号)により設置された県税事務所は県税を賦課徴収することを主として所掌するための機関である。

(県税事務所の名称、位置及び管轄区域)

第六十六條 県税事務所の名称、位置及び管轄区域は次のとおりである

名称	位置	管轄区域
東部県税事務所	鳥取市	鳥取市 岩美郡 八頭郡 気高郡

中部県税事務所 東伯郡倉吉町 東伯郡  
西部県税事務所 米子市 米子市、西伯郡、日野郡  
(県税事務所の内部組織)  
第六十七條 県税事務所に総務課及び課税課を置き、課の事務を分掌させるため、総務課に庶務係及び徴収係を、課税課に直税係及び間税係を置く。

(県税事務所各課の分掌事務)

第六十八條 県税事務所の各課においては、次の事務をつかさどる。

総務課

- 一 公印の管守に関すること
- 二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関すること
- 三 事務所管理に関すること
- 四 職員的身分及び服務に関すること
- 五 予算経理に関すること
- 六 県税の周知宣伝及び納税の指導を行うこと
- 七 県税及び税外諸収入の徴収並びに滞納処分に関すること

<p>八 払戻及び過誤納金の還付に関する事</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、県税事務所の所掌事務で他課の所掌事務に属しない事務に関する事</p> <p>課 税 課</p> <p>一 県税の賦課に関する事</p> <p>二 県税の減免に関する事</p> <p>三 県税の課税標準の調査並びに検査に関する事</p> <p>四 県税に関する犯則の取締に関する事</p> <p>五 税外諸収入の調定に関する事</p> <p>第四節 児童相談所</p> <p>(児童相談所の設置、名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第六十九條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十五條の規定に基き、児童相談所を設置する。</p> <p>2 児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p>	<p>名 称 位置 管轄区域</p> <p>鳥取県立 鳥取市 鳥取市、岩美郡、八頭郡、中央児童相談所 気高郡、東伯郡</p> <p>鳥取県立 米子市 米子市、西伯郡、日野郡 (児童相談所の内部組織)</p> <p>第七十條 児童相談所に、措置係、判定指導係及び一時保護係を置く。但し、米子児童相談所については、措置係及び一時保護係とする。</p> <p>2 鳥取県立中央児童相談所倉吉支所を、東伯郡倉吉町に置く。</p> <p>(一時保護施設)</p> <p>第七十一條 児童相談所に、児童を一時保護する施設を置く。</p> <p>(児童相談所の所掌事務)</p> <p>第七十二條 児童相談所は、児童福祉法第十五條の二に規定する次の業務を行う。</p> <p>一 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること</p>
---	--

<p>二 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を行い、これらに附随して必要な指導を行うこと</p> <p>三 児童の一時保護を行うこと</p> <p>第五節 保健所</p> <p>(保健所の設置)</p> <p>第七十三條 保健所法(昭和二十二年法律第一百一号)第一條の規定に基き、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所を設置する。</p> <p>(保健所の名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第七十四條 保健所の名称、位置及び管轄区域は次のとおりとする。</p> <p>名 称 位置 管轄区域</p> <p>鳥取県鳥取保健所 鳥取市 鳥取市、岩美郡</p> <p>鳥取県智頭保健所 八頭郡智頭町 八頭郡</p> <p>鳥取県浜村保健所 気高郡浜村町 気高郡</p> <p>鳥取県倉吉保健所 東伯郡倉吉町 東伯郡</p> <p>鳥取県米子保健所 米子市 米子市、西伯郡</p>	<p>鳥取県根雨保健所 日野郡根雨町 日野郡</p> <p>(保健所の内部組織 各課の分掌事務)</p> <p>第七十五條 鳥取及び米子各保健所に、総務課、保健予防課及び普及課を置く。</p> <p>2 倉吉、智頭、浜村及び根雨各保健所に、総務課及び業務課を置く。</p> <p>3 保健所各課の分掌事務は次のとおりとする。但し、前項に掲げる保健所における業務課の分掌事務は、保健予防課及び普及課の分掌事務を合せたものとする。</p> <p>総 務 課</p> <p>一 公印の管守に関する事</p> <p>二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事</p> <p>三 庁舎の管理に関する事</p> <p>四 職員的身分及び職務に関する事</p> <p>五 予算経理に関する事</p> <p>六 医療法及び薬事法に関する事</p> <p>七 医師、歯科医師、薬剤師、その他医療関係者に</p>
---	--

- 八 保健婦、助産婦、看護婦に関すること
- 九 あんま師、はり師、柔道整復師等に関すること
- 十 医薬品その他衛生用資材の需給に関すること
- 十一 毒物、劇物及び覺せい劑の取締に関すること
- 十二 死体解剖保存法の施行に関すること
- 十三 他課の所掌に属しない事務に関すること
- 保健予防課
- 一 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること
- 二 ねずみ族、こん虫等の排除指導その他環境衛生の改善及び向上に関すること
- 三 理容師、美容師及びクリーニング業に関すること
- 四 旅館業、温泉及び浴場に関すること
- 五 興行場の衛生に関すること
- 六 上水道及び下水道の衛生に関すること
- 七 食品衛生に関すること

- 八 墓地及び埋火葬に関すること
- 九 と、場及びと、畜に関すること
- 十 狂犬病に関すること
- 十一 結核の予防に関すること
- 十二 急性伝染病の予防及び防疫に関すること
- 十三 性病、らい、トラホーム、寄生虫病その他慢性病に関すること
- 十四 優生保護及び母子衛生に関すること
- 十五 精神衛生に関すること
- 十六 榮養の改善及び指導に関すること
- 十七 口腔衛生に関すること
- 十八 その他保健向上に関すること
- 普 及 課
- 一 衛生教育に関すること
- 二 人口動態その他衛生に関する調査、統計に関すること
- 三 保健婦、助産婦、看護婦の業務指導に関すること

四 保健衛生の試験検査及び研究に関すること  
(性病診療所)

第七十六條 保健所に、性病の治療及び予防に関する事業を実施する施設として、性病診療所を附設する。

第六節 労政事務所

(労政事務所の名称、位置及び管轄区域)

第七十七條 労政事務所の名称、位置及び管轄区域は次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取労政事務所	鳥 取 市	鳥取市、岩美郡
鳥取県倉吉労政事務所	東伯郡倉吉町	八頭郡、気高郡
鳥取県米子労政事務所	米 子 市	東伯郡
	米子市、西伯郡	米子市、西伯郡
	日野郡	日野郡

(労政事務所の所掌事務)

第七十八條 労政事務所は、労働組合、労働教育その他労働関係に関する事務を行う。

第七節 病害虫防除所

(病害虫防除所の設置)

第七十九條 病害虫防除所設置條例(昭和二十七年四月鳥取県條例第二十五号)により設置された病害虫防除所は、植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十二條第一項に規定する地方における植物の検疫及び防除に資するための機関である。

(病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域)

第八十條 病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取病害虫防除所	鳥 取 市	鳥 取 市
岩美病害虫防除所	鳥 取 市	岩 美 郡
八頭病害虫防除所	八頭郡家町	八 頭 郡
気高病害虫防除所	気高郡浜村町	気 高 郡
東伯病害虫防除所	東伯郡倉吉町	東 伯 郡
西伯病害虫防除所	米 子 市	西 伯 郡
米子病害虫防除所	米 子 市	米 子 市
日野病害虫防除所	日野郡根雨町	日 野 郡

(病害虫防除所の所掌事務)

第八十一条 病害虫防除所においては、植物防疫法第三十二條第四項に規定する次の事務を行う。

- 一 植物の検疫に関する事務
- 二 防除についての企画に関する事務
- 三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務
- 四 発生子察事業に関する事務
- 五 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関する事務
- 六 その他防除に必要な事務

第八節 家畜保健衛生所

(家畜保健衛生所の設置)

第八十二条 鳥取県家畜保健衛生所條例(昭和二十五年八月鳥取県條例第三十六号)により設置された鳥取県家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第一條に規定する地方における家畜衛生の向上を図り、畜産の振興に資するための機関である。

(家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域)

第八十三条 鳥取県家畜保健衛生所條例第二條第一項の規定により、家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取家畜保健衛生所	鳥取市	鳥取市、岩美郡
鳥取県船岡家畜保健衛生所	八頭郡船岡町	八頭郡
鳥取県浜村家畜保健衛生所	気高郡浜村町	気高郡
鳥取県倉吉家畜保健衛生所	東伯郡倉吉町	東伯郡
鳥取県所子家畜保健衛生所	西伯郡所子村	西伯郡のうち、所子村、庄内村、名和村、光徳村、大山村、高麗村、逢坂村、宇田川村、御来屋町、淀江町
鳥取県米子家畜保健衛生所	米子市	米子市、西伯郡のうち、境町、彦名村、崎津村、渡村、上道村、外江村、余子村、中浜村、和田村、大篠津村、富益村、天津村、見村、成実村、天津村、夜

鳥取県溝口家畜保健衛生所

日野郡溝口町

日野郡のうち、根雨町、溝口町、二部村、神奈川村、米沢村、江尾町、日光村、八郷村

鳥取県生山家畜保健衛生所

日野郡日野上村

日野郡のうち、日野上村、黒坂町、日野村、大宮村、石見村、阿毘縁村、山上村、多里村、福榮村

(家畜保健衛生所の所掌事務)

第八十四条 家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法第三條に規定する次の事務を行う。

- 一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務
- 二 家畜の伝染病の予防に関する事務
- 三 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務
- 四 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務

事務

- 五 寄生虫病、骨軟症その他農林大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務
- 六 地方的特殊疾病の調査に関する事務
- 七 その他地方における家畜衛生の普及向上に関する事務

第九節 鳥取県東京事務所

(東京事務所設置)

第八十五条 鳥取県東京事務所は、中央各官庁及び諸機関との連絡を緊密にし、事務処理の円滑を図るとともに、県政に関連ある情報の収集及び資料の調査並びに物産の紹介を行う機関とする。

(東京事務所位置)

第八十六条 鳥取県東京事務所は、東京都港区麻布東鳥居坂町二番地に置く。

(寮舎の附置)

第八十七条 鳥取県関係者の上京の便宜を図るため、鳥取県東京事務所に寮舎を附置する。

第十節 蠶業指導所

(蠶業指導所の設置)

第八十八條 蠶業指導所は、蠶業技術の改良普及及び蠶桑病害虫の防除に資し、蠶業の振興を図るため、次の業務を行う機関とする。

- 一 蠶糸業に関する知識の向上に関すること
  - 二 蠶業技術の改良普及に関すること
  - 三 蠶種又は桑苗の検査に関すること
  - 四 蠶又は桑の病虫害の防除に関すること
  - 五 その他地方における蠶業の振興に関すること
- (蠶業指導所の名称、位置及び管轄区域)
- 第八十九條 蠶業指導所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
鳥取県岩美蠶業指導所	鳥 取 市	鳥取市、岩美郡
鳥取県八頭蠶業指導所	八頭郡家町	八頭郡
鳥取県気高蠶業指導所	気高郡浜村町	気高郡
鳥取県東伯蠶業指導所	東伯郡倉吉町	東伯郡

鳥取県西伯蠶業指導所 米子市 米子市、西伯郡  
鳥取県日野蠶業指導所 日野郡根雨町 日野郡

(干拓事業所の設置)

第九十條 干拓事業所は、干拓建設事業を分掌させるための機関とする。

(干拓事業所の名称、位置及び管轄区域)

第九十一條 干拓事業所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
鳥取県中海干拓事業所	西伯郡外江町	西伯郡外江町、渡村、中浜村、崎津村、彦名村、米子市旗ヶ崎

第十二節 用水改良事業所

(用水改良事業所の設置)

第九十二條 用水改良事業所は、農業水利改良事業の事務を分掌させるための機関とする。

(用水改良事業所の名称、位置及び管轄区域)

第九十三條 用水改良事業所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
鳥取県	東伯郡上井町	上井町、上北條村、中北條村、東郷町、羽合町
鳥取県	東伯郡下北條村	下北條村、上北條村、由良町、大誠村

第十三節 土木出張所

(土木出張所の設置)

第九十四條 土木出張所は、土木部に属する事務の一部を分掌させるための機関とする。

(土木出張所の名称、位置及び管轄区域)

第九十五條 土木出張所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称 位 置 管轄区域

鳥取県鳥取土木出張所	鳥 取 市	鳥取市、岩美郡
鳥取県郡家土木出張所	八頭郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉土木出張所	東伯郡倉吉町	東伯郡
鳥取県米子土木出張所	米 子 市	米子市、西伯郡
鳥取県根雨土木出張所	日野郡根雨町	日野郡

(土木出張所の内部組織)

第九十六條 土木出張所に、庶務課及び工務課を置く。

(土木出張所各課の分掌事務)

第九十七條 土木出張所の各課においては、次の事務をつかさどる。

- 庶 務 課
- 一 公印の管守に関すること
- 二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関すること
- 三 事務所管理に関すること
- 四 職員的身分及び服務に関すること

- 五 予算計理に関すること
- 六 建設行政事務に関すること
- 七 その他一般庶務に関すること

- 工 務 課
- 一 建設工事の調査設計に関すること
- 二 建設工事の施行並びに指導監督に関すること
- 三 道路手の業務監督に関すること
- 四 その他一般技術に関すること

第十四節 港 務 所

(港務所の設置)

第九十八條 港務所は、港灣の維持管理を図るための機関とする。

(港務所の名称、位置及び管轄区域)

第九十九條 港務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県境港務所	西伯郡境町	境港灣区域一円

(港務所の所掌事務)

第一百條 港務所においては、次の事務を行う。

- 一 港灣の管理並びに港灣工事施行に関すること
- 二 港灣繫船岸壁並びに棧橋、物揚場、埋立地及び上屋使用許可並びに使用料徴収に関すること
- 三 港灣内公有水面使用並びに埋立事業監督に関すること
- 四 港灣に関する私費工事監督に関すること
- 五 船舶の給水に関すること
- 六 境町戦災復興に関する精算事務に関すること

第十五節 港灣修築事務所

(港灣修築事務所の設置)

第一百一條 港灣修築事務所は、港灣修築に関する事務を分掌させるための機関とする。

(港灣修築事務所の名称、位置及び管轄区域)

第一百二條 港灣修築事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県東部港灣修築事務所	岩美郡網代村	岩美郡一円

(港灣修築事務所の所掌事務)

第一百三條 港灣修築事務所においては、次の事務を行う。

- 一 港灣修築に関する調査及び設計に関すること
- 二 港灣修築工事監督に関すること
- 三 工事用器具、機械及び材料の購入に関すること
- 四 用地買収及び補償に関すること
- 五 工事用人夫の傭人に関すること

第十六節 鳥取県鳥取市火災復興事務所

(火災復興事務所の設置)

第一百四條 鳥取県鳥取市火災復興事務所は、鳥取市火災復興の事務を分掌させるための機関とする。

第一百五條 鳥取県鳥取市火災復興事務所を鳥取市に置く。

(火災復興事務所の所掌事務)

第一百六條 鳥取県鳥取市火災復興事務所においては、次の事務を行う。

- 一 鳥取市火災による土地区画整理に関連ある測量調査及び設計、施行並びに指導監督に関すること

二 土地区画整理審議会に関すること

(火災復興事務所の内部組織)

第一百七條 鳥取県鳥取市火災復興事務所は、庶務係、工務係、補償係及び区画整理係を置く。

第六章 陸 運 事 務 所

(陸運事務所の設置)

第一百八條 陸運事務所設置條例(昭和二十五年十二月鳥取県條例第五十七号)により設置された鳥取県陸運事務所は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第四十三号)附則第三項の規定に基づき、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の施行に関する事務を分掌する機関である。

(陸運事務所の位置)

第一百九條 鳥取県陸運事務所の位置は、鳥取市である。

(陸運事務所の内部組織、分掌事務)

第一百十條 鳥取県陸運事務所に、輸送課、整備課及び登録資料課を置く。

2 鳥取県陸運事務所の各課の分掌事務は、次のとおりである。

- 輸送課
  - 一 陸運事務所の所掌事務の総合調整に関すること
  - 二 文書、人事及び会計に関すること
  - 三 自動車運送事業及び自動車道事業の監督及び指導に関すること
  - 四 自動車運送取扱事業に関すること
  - 五 貨物軽車両運送事業に関すること
  - 六 自家用自動車の使用に関すること
  - 七 道路運送に関する輸送の実施計画、調整及び監督に関すること
  - 八 道路運送に関する道路の調査及び研究に関すること
  - 九 その他道路運送の発達、改善及び調査に関すること
  - 十 他課に属しない事務に関すること

整備課

- 一 自動車の検査に関すること
  - 二 自動車の運転技術及び運転者の資格に関すること
  - 三 自動車の事故に関すること
  - 四 道路運送車両の保全に関すること
  - 五 自動車の整備命令に関すること
  - 六 自動車整備士の養成及び技能検定に関すること
  - 七 自動車分解整備事業の認証に関すること
  - 八 優良自動車整備事業者の認定に関すること
- 登録資料課
- 一 自動車の登録及び登録の検認に関すること
  - 二 自動車の臨時運行の許可に関すること
  - 三 自動車の抵当権の登録に関すること
  - 四 道路運送事業抵当権の登録に関すること
  - 五 自動車用石油製品の需給動態統計監査に関すること
  - 六 所掌事業に従事する者の労働物資に関すること

第七章 職員の定数

(行政機関の職員の定数)

第百十一條 本庁内部部局、甲類附属機関及び地方機関におかれる職員の定数は、別に定めるところによる。

第八章 雑則

(この規則の施行に關し必要な事項)

第百十二條 この規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、昭和二十八年五月一日から施行する。
- 2 鳥取県地方事務所設置に関する條例(昭和二十七年四月鳥取県條例第二十二号)及び県稅事務所設置條例の一部を改正する條例(昭和二十八年三月鳥取県條例第十一号)の施行期日は、昭和二十八年五月一日とする。
- 3 次に掲げる規則等は廢止する。

鳥取県庁組織規程(昭和二十八年一月鳥取県規則第八号) 昭和二十四年五月鳥取県告示第二百六十八号(鳥取県)

營牧場の設置について

昭和二十五年十月鳥取県告示第五百三十五号(教護院の名称、所在地及び收容兒童の定員について)

昭和二十四年八月鳥取県告示第四百七十三号(県立精神薄弱兒施設の設置について)

昭和二十四年八月鳥取県告示第四百七十一号(県立盲ろう、あ兒施設の設置について)

鳥取県衛生研究所設置規程(昭和二十三年八月鳥取県訓令甲第十六号)

鳥取県優生保護相談所設置規則(昭和二十七年二月鳥取県規則第八号)

昭和二十四年十二月鳥取県告示第六百九十四号(鳥取県立農業協同組合講習所設置について)

鳥取県蠶業試驗場規程(昭和二年三月鳥取県告示第六十二号)

昭和十一年三月鳥取県告示第三百三十九号(鳥取県繭檢定所ノ名称及び設置場所) 県稅事務所組織規程(昭和二十五年八月鳥取県規則第



五十四号)

昭和二十三年三月鳥取県告示第三十八号(県立児童相談所の設置について)

昭和二十四年八月鳥取県告示第四百四十九号(県立児童相談所の設置について)

昭和二十七年二月鳥取県告示第三十八号(児童相談所支所の設置について)

鳥取県保健所設置規則(昭和二十四年九月鳥取県規則第九十三号)

昭和十三年十月鳥取県告示第五百九十二号(保健所ノ名称及び位置並ニ其ノ担当区域ニツイテ)

昭和十九年九月鳥取県告示第五百五十六号(保健所開設について)

昭和二十二年四月鳥取県告示第四百四十四号(地方官官制に依る劳政事務所の位置、名称及び管轄区域について)

昭和二十五年三月鳥取県告示第一百十六号(鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び担当区域について)

鳥取県蠶業技術指導所規程(昭和二十三年八月鳥取県告示第三百五十九号)

昭和二十五年十月鳥取県告示第五百四十号(蠶業技術指導所の名称、位置及び管轄区域について)

鳥取県蠶業取締所処務規程(明治四十四年十二月鳥取県訓令第七十七号)

蠶糸業法施行に關する事務中処分委任の件(昭和二十一年六月鳥取県訓令第二十一号)

鳥取県中海干拓事業所設置規程(昭和二十六年八月鳥取県告示第三百六十一号)

鳥取県農業水利改良事業所設置規程(昭和二十五年十二月鳥取県告示第六百七号)

土木出張所設置規程(昭和二十三年十月鳥取県告示第五百三十三号)

境港務所設置規程(昭和七年一月鳥取県告示第十五号)

鳥取県港灣修築事務所設置規程(昭和二十二年七月鳥取県告示第二百八十三号)

鳥取県鳥取火災復興事務所規則(昭和二十七年四月鳥

取県規則第二十七号)

昭和二十二年十一月鳥取県告示第五百八号(境戰災復興事務所の設置について)

陸運事務所組織規程(昭和二十五年十二月鳥取県規則第九十一号)

4 鳥取県稅條例施行規則(昭和二十五年九月鳥取県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一條 第二号中「及び地方事務所長」を削る。

第九條 中「又は地方事務所」を削る。

別記様式第五号中「會計係」を「庶務係」に改める。

別記様式第八号、第十五号の二、第十五号の三、第十五号の五から第十五号の八まで、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十七号の三、第二十七号の五、第二十七号の六、第二十八号、第二十九号、第三十九号及び第四十号中「県稅(地方)事務所長」を

「県稅事務所長」に改める。

別記様式第十七号、第二十二号、第二十五号、第二十七号、第三十三号から第三十八号まで及び第四十一号中

「県稅(地方)事務所」を「県稅事務所」に改める。